

概要版

宇治市第3次 人権教育・啓発推進計画

2026（令和8）年度 ▶▶▶ 2035（令和17）年度



2026（令和8）年3月
宇治市

1 | 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、すべての市民が豊かで人間性あふれた社会の中で平和な生活を営むためには、個人の尊厳と人権が尊重されなければならないという基本認識のもと、2006（平成18）年に、「宇治市人権教育・啓発推進計画（第1次計画）」を策定しました。その後、2016（平成28）年に見直しを行い、第2次計画を策定しています。

第2次計画策定から10年が経過し、人権を取り巻く状況は大きく変化しました。それに伴って市民の意識も変化中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進することが求められています。

こうした状況の中、これまでの成果や課題を踏まえ、引き続き、積極的で効果的な取組を推進していくことが必要であり、その基本的指針として第3次計画を策定するものです。

(2) 計画の目標

この計画は、第2次計画を継承・発展させ、第6次総合計画に掲げる「人権教育・啓発の推進」を目指し、市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築することを目標とします。

(3) 計画期間

この計画の目標年次は、2035（令和17）年度とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) 人権教育・啓発の視点

- 1 一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす
人権教育・啓発
- 2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 4 自分のこととして考える人権教育・啓発



2 | 人権問題の現状等と取組の方向

(1) 人権課題に対する取組

① 部落差別（同和問題）

これまでの事業の成果を踏まえつつ、一般施策を的確に適用し、生活実態上の課題解決に向けた取組及び差別意識や偏見を解消するための取組を推進します。

- 部落差別（同和問題）解消の必要性への理解を深める人権教育・啓発の推進
- 住民交流の拠点である隣保館における啓発の推進

② 女性

ジェンダー平等の理解促進と啓発を進め、性別にかかわらず誰もが望む暮らしが実現できる社会を目指すとともに、DVやハラスメント防止に向けた連携と支援を強化します。

- 男女共同参画推進施策の総合的实施
- 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力の予防と根絶に向けた意識啓発及び関係機関・民間団体との連携強化
- セクシュアルハラスメント等防止のための周知・広報
- 職業生活における活躍支援



③ 子ども

子どもを権利の主体として尊重し、虐待やいじめ等に対応するため、関係機関との連携や相談・支援体制の充実を図り、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

- 子どもへの人権教育・啓発の促進
- いじめ防止対策の推進
- 地域や事業所、NPO等社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築
- 児童虐待やヤングケアラー等について、児童相談所、学校、警察等が連携した取組の推進
- 教職員等について、研修等による人権尊重意識高揚等の資質向上
- インターネットに関連する事象による被害の防止、児童ポルノによる被害の根絶に向けた関係機関と連携した教育・啓発等の推進
- 学校をプラットフォームとした地域連携の推進、ライフステージに応じた子どもへの支援等、総合的な取組の推進



④ 高齢者

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、日常生活を支える支援の充実を図りながら、地域全体で見守り支える体制づくりを整備し、高齢者の経験や知識を活かせる取組を推進します。

- 地域共生社会を見据えた地域づくり
- 地域における認知症との共生
- 地域ネットワークの充実
- 高齢者の人権への理解を深めるための教育・啓発

⑤ 障害のある人

障害のある人の人権への正しい理解と認識を深めるとともに、ハード面の整備やソフト面の充実を図り、障害のある人の自己決定、自己選択を尊重する共生社会の実現に向けた取組を推進します。

- 市民相互の理解と支え合いによる共生社会の実現
- 差別の禁止と必要かつ合理的な配慮の提供による社会的障壁の解消
- 基本的人権の尊重と社会参加の機会確保



⑥ 外国人

外国人住民が安心して暮らせる地域づくりのため、多文化共生の取組を一層推進するとともに、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育む取組を推進します。

- 外国人の人権への理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すための啓発
- 異文化を尊重する意識等を醸成するための教育の充実
- ヘイトスピーチは許されないという理解を促進するための啓発の推進
- 先進的な取組を推進する地域・指定校による実践的な研究、教員・社会教育担当者等への情報周知



⑦ 感染症・ハンセン病患者等

感染症への誤った情報による偏見や差別をなくすため、正しい知識の普及・啓発と情報提供を進めるとともに、患者や元患者、家族、医療従事者等が尊厳をもって暮らせる社会づくりを推進します。



- エイズやハンセン病、その他の難病に対する正しい知識の普及、差別や偏見をなくす教育・啓発活動の推進
- エイズ患者・HIV感染者及びハンセン病患者・ハンセン病元患者、その他の難病患者が尊厳をもって暮らせる社会づくりの推進
- 肝炎及びその感染者等への理解を深めるための啓発
- 新型インフルエンザ等の感染症の感染者等に対する偏見・差別等をなくすための啓発

⑧ 犯罪被害者及びその家族

関係機関と連携して相談体制の充実を図るとともに、犯罪被害者や家族の人権を尊重し、理解を深める教育・啓発を推進します。

- 京都府や関係機関との連携による犯罪被害者等に対する支援制度の周知
- 「犯罪被害者週間」等の機会による犯罪被害者等の状況等への市民理解の促進

⑨ 性的マイノリティの人々

性的指向や性自認に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を目指すため、性の多様性への理解を深める教育・啓発を推進します。



- 性の多様性についての啓発の推進
- 教職員向けの啓発資料や支援事例の提供等の取組の推進

⑩ 刑を終えて出所した人及びその家族

出所者やその家族に対する偏見や差別をなくし、地域での共生を支える環境づくりのため、正しい理解を促す啓発の推進に努めます。

- 罪を犯した人等の再犯の防止等について、市民の関心と理解を深める事業の推進

⑪ さまざまな人権問題

さまざまな人権問題を“自分ごと”として捉え、身近な問題として関心を持ち、互いに尊重し合える意識を育む取組の推進に努めます。

- ホームレスについて、生活保護法の適用による自立の助長、新たにホームレスになることの防止、地域社会における問題の解決、生活困窮者自立支援制度の運用による自立支援
- アイヌの人々に対する理解を深める啓発の推進
- 非嫡出子について、差別や偏見、就学、就職及び結婚等の社会関係において不利益な取り扱いを受けない啓発の推進
- 北朝鮮当局による拉致問題等について、市民の関心と認識を深めるための広報・啓発の実施等

⑫ その他の人権問題

新たに生じる人権課題にも対応できるよう、人権を取り巻く状況に常に留意し、本計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行います。

(2) 課題横断的な人権課題に対する取組

① インターネット上の人権侵害

インターネット上の差別や人権侵害を防ぐため、相談・支援体制の充実やマナー・モラル等の啓発、関連法令の周知を進め、人権侵害を「しない・させない」意識を醸成する取組を推進します。

- 京都府等との連携による、ライフステージに応じた教育・啓発の推進
- インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないための、情報発信時の注意事項等についての広報・啓発
- あらゆる世代に対する、インターネットリテラシー向上のための啓発活動の推進
- 学校における「情報モラル」を育成するための指導の実施
- インターネット上の誹謗中傷等の被害者等への相談、支援の実施



② 個人情報の保護

市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め、個人のプライバシーに関する正しい理解の促進を図るための教育・啓発を推進します。

- 適正な運用
- 教育・啓発の推進
- 身元調査（戸籍謄本不正取得等）の防止・抑止

③ 人権尊重の就労環境

労働者の職場における差別、ハラスメント等の人権問題をなくす取組の促進とともに、相談・支援体制の充実が必要です。

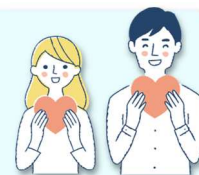
- ワーク・ライフ・バランスの取組
- ハラスメント対策
- 「ビジネスと人権」の取組促進の啓発



④ 自殺対策の推進

自殺は防ぐことのできる社会的課題であるという認識のもと、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

- 相談その他の支援の体制
- 啓発の推進



⑤ 災害時の配慮

誤った情報に惑わされることなく、人権に配慮した行動をとれるような取組を推進します。

- 避難生活における人権への配慮

3 | 人権教育・啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

① 就学前の教育・保育施設

遊びを通じて思いやりや尊重の心を育む教育・保育を推進し、職員の人権意識と指導力向上のための研修にも積極的に取り組みます。

② 学校



国・府と連携し、児童生徒が発達段階に応じて人権尊重の精神を育めるよう取り組みます。小中一貫教育による系統的な指導や、学習内容・指導方法の改善、教職員の研修充実を図るとともに、家庭・地域・福祉機関と連携し、すべての子どもが安心して学べる環境づくりに努めます。

③ 地域社会

身近な地域で市民が人権意識を高められるよう、地域の拠点施設を活用し、ライフステージに応じた学習の場の確保や情報提供を進め、学習環境の充実と関係機関との連携を図ります。

④ 家庭

家庭教育に関する学習機会の充実や情報提供を進めるとともに、子育て相談体制の充実を図り、家庭内の人権侵害防止に向けた学校や地域との連携を深めます。



⑤ 企業・職場

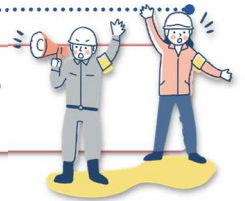


人権尊重意識の高い職場づくりの形成等、企業の社会的責任を果たす取組を促進するため、人権研修実施や情報提供等の支援を行い、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の周知等を通じて人権を尊重した企業活動が行われるよう啓発に努めます。

(2) 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

① 市職員

市職員の人権意識向上と人権問題の解決に積極的に取り組む姿勢を確立するため「宇治市職員人権ハンドブック」の活用や効果的な職員研修を実施します。



② 消防職員

消防職員が人権尊重の重要性を認識し、消防業務において適切に対応ができるよう、市職員同様に人権研修を継続的に実施します。

③ 教職員・社会教育関係職員

教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践できるよう、校内研修や各種研修機関での学びを充実させ、体罰やいじめの防止、人権課題への対応力向上を図ります。

④ 医療関係者

患者が安心して医療を受けられるよう、インフォームドコンセントの徹底や適切な対応を通じて、医療従事者の人権意識の向上に努めます。

⑤ 保健福祉関係者

保健福祉関係者に対する人権教育・啓発の充実に努めるとともに、関係施設・団体等に対する人権教育・啓発の充実を支援します。



⑥ メディア関係者

メディア関係者に対し、市民への人権尊重に関する周知・啓発を行うよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等が行われるよう促します。

⑦ 企業・事業所関係者

「ビジネスと人権」の取組に関し、業種や企業規模、職種を問わず、企業にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえ、人権研修が広く行われるよう促します。

(3) 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

① 指導者等の養成



さまざまな研修機会等を通して、人権教育・啓発を推進する指導者等を養成するための取組に努めるとともに、市民の身近なところや職場等で活躍する指導者等に対して、継続的な情報提供等を行い、その活動を支援します。

② 人権教育・啓発資料等の整備

対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材、啓発資料等の開発に努め、生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。また、啓発資料等の開発にあたっては、日常生活の中での身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げる等、創意工夫を凝らすとともに専門的な研究や国際社会における成果についてもその活用を図り、より効果的に人権教育・啓発に努めます。

③ インターネット等の活用

情報伝達の媒体として急速な発展を遂げているインターネットの特性を活かし、広く、多種多様な人権関連情報の提供、SNSや動画配信サイトの活用等、より効果的な人権啓発に取り組みます。また、マスメディアの特性を考慮し、積極的に活用を図ります。



4 | 計画の推進

(1) 計画の推進体制

① 推進体制

宇治市人権教育・啓発推進本部により、関係部局が緊密な連携を図りながら、総合的にこの計画を推進します。また、本市のすべての行政分野において、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

② 国、京都府、近隣市町村、民間団体等との連携・協働

国、京都府、近隣市町村等との連携を図り、山城人権ネットワーク推進協議会を通じた広域的な啓発活動の推進に努めます。また、公的団体や企業、NPO等の民間団体等における自主的、積極的な取組の展開を期待するとともに、行政とこれら実施主体とが対等なパートナーとしての協働関係の構築を目指します。

③ 外部有識者会議の設置

人権教育・啓発に関する施策について、外部の視点から適切な評価や助言を受けるため、外部有識者による会議を設置します。

(2) 計画に基づく施策の点検・評価

計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、市民意識の把握に努めます。また、宇治市人権教育・啓発推進本部で毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定し、人権教育・啓発に関する施策の実施状況を取りまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるよう、施策の点検を行い、外部有識者の評価も受け、本計画のフォローアップを行います。

宇治市 第3次人権教育・啓発推進計画

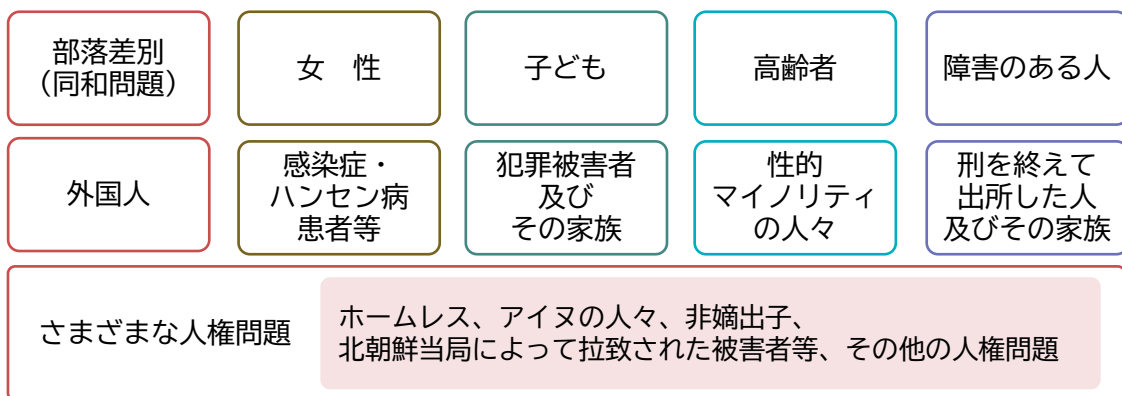
目標

市民一人ひとりがあらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、日常生活の中で、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、人権を尊重するまちを構築する

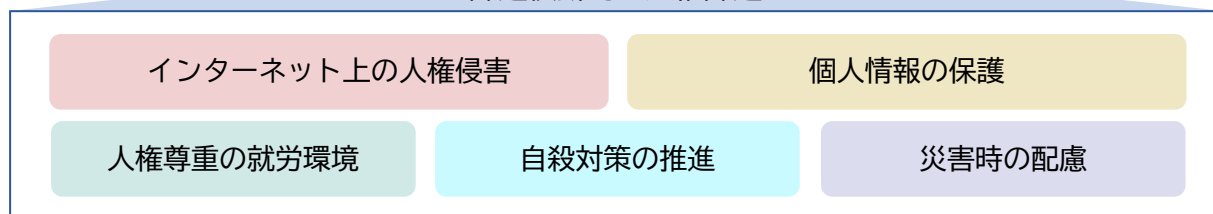
人権教育・啓発の視点

- 1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 2 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 3 生涯学習としての人権教育・啓発
- 4 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権課題



課題横断的な人権課題



人権教育・啓発の推進

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

就学前の教育・保育施設、学校、
地域社会、家庭、企業・職場

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

市職員、消防職員、教職員・社会教育関係職員、
医療関係者、保健福祉関係者、
メディア関係者、企業・事業所関係者

- 指導者等の養成 ○ 人権教育・啓発資料等の整備 ○ インターネット等の活用

計画の推進体制

- ▶ 宇治市人権教育・啓発推進本部 ➡ 推進・点検・評価
- ▶ 外部有識者会議 ➡ 助言・評価

宇治市第3次人権教育・啓発推進計画〔概要版〕

2026(令和8)年3月

発行 宇治市人権環境部人権啓発課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地
TEL. 0774-22-3141 (代)